

貫井中学校の学校生活と生活指導について

本校の生活指導は、基本的な生活習慣の徹底と社会性の育成を図り、生徒の輝かしい未来を見据えて発育発達段階に応じた適正な指導を心がけています。小学生から中学生への区切りとして、とまどうことは多いと思いますが、本校では、以下のような内容に留意しながら、恒常的な取組を行っています。

生活指導目標

「明るく朗らかで活力があり、誠実な心遣いと気配りができる生徒の育成を目指す」

- (1) あいさつは人間関係の基本である。声を出して元気にあいさつや返事ができるように指導する。教員からもすすんであいさつを交わし、学校生活の中での習慣化を図る。
- (2) 「だらしないものはだらしない」「節度のない慣れ慣れしい態度は慎む」など、基本的な生活習慣の徹底を図る。
- (3) 澁刺とした応対と、前向きに先を見通して行動する力を身に付けさせるために、ひとりひとりが自らの責任を果たすことができるよう、ひとりひとりに役割分担を与え、支援し、活動の機会を多くもたせる。
- (4) ひとりひとりの個性を大切にしながらも、学校が果たすべき役割を鑑み、集団としての取組を通して協調、協力の大切さを理解させ、実践させる。
- (5) 3年進路指導重点期に、あえて特別な指導をしなくても平素の指導をそのまま生かすことができるようにする。
- (6) 社会に出てからも、当たり前のことが当たり前のように常識的に対応できる力を身に付けさせるために、その場を逃さないで指導の徹底を図る。

不安を抱えながら入学してきた新入生に対して、年度当初に生徒会主催の「生徒会説明会」や「部活動説明会」を通じて、学校生活のようすや部活動について紹介や説明を行います。中学生になり、社会性や規範意識の向上をしっかりと図るべく、保護者、地域の方と一体となって指導したいと考えています。学校には「できる」と「できない」ことがあります。また、集団生活を営む上で「どんなに嫌でもやらなければならないこと」「どんなにやりたくても絶対にしてはならないこと」もあります。健全な生徒の成長を願うには、保護者と教職員の意思疎通が欠かせません。近年、保護者の方となかなか連絡が取れないケースが発生しております。緊急時や連絡、報告等の伝達手段につきまして、万全を期したいと考えております。ご理解、ご協力をお願いいたします。

下記「**学校生活のきまり**」は、生活指導部で発行している生徒向けプリント「学校生活だより」に掲載して年度当初に指導している内容です。

☆ 文章内容は、生徒向け表現となっております。

1 始業時刻

午前8時30分（チャイムの鳴り終わり）に着席していない生徒を遅刻とする。

◎ 朝礼の時は、午前8時30分に体育館（下校庭）で整列していない生徒を遅刻とする。

2 上履き

規定の学年別、色別の上履きを使用する。

◎ 令和5年度は、1年（緑色） 2年（青色） 3年（黄色）

◎ 靴のかかとに名字のみを記名する。

3 下校時刻（平常時程の場合）

5時間授業の日は**2時50分**、6時間授業の日は**3時50分**で、**最終校時終了の25分後**となる。

※短縮授業、土曜日授業、午前中授業など、給食あり、なしによって下校時刻が違います。

◎部活動以外で下校時刻以降に活動する場合は、所定の手続きを行ってから残留する。

4 落とし物

職員室前の陳列ケースに一定期間、保管している。

◎ 該当者は担当教員に申し出て、返却の手続きを行う。

5 公共物破損

すぐ担任（学年）の先生に連絡し、指示を受ける。

◎「破損届け」を提出する。故意による場合には、個人の負担となる場合もある。

6 給食時間

給食はみんなでそろって食べ始め、給食終了のチャイムまでは教室から出ない。

7 休み時間

校舎内ではあばれたり、廊下を走ったりすると事故につながるのではない。

8 トイレの使用

上履きのまま使用する。他学年の階のトイレは使用しない。

◎ 2階体育館側（南側）トイレは、職員・来賓専用とする。生徒は使用しない。

◎ 体育館トイレは、体育館履きのまま使用するが、カーペットの上でしっかり拭く。

◎ 体育館トイレのスリッパは常にきちんと並べておき、必要なとき以外は使用しない。

9 貸し出し用上履き

担任、または各学年の先生に上履き忘れを告げ、生徒手帳を提出して使用の許可をもらい、職員室前の指定箱に収納されている学年色の上履きを使用する。

10 体育館の使用

休み時間、昼休み、放課後などの個人的な使用は禁止とする。なお、雨の日のみ、昼休みに体育館開放を行っている。

11 登下校

自転車での通学は禁止している。

◎ 下校時は、寄り道をせず帰宅する。

◎ 通学時の靴は、男女とも運動するのに適した運動靴（保健体育の授業と同じ）を使用する。

12 外出について

登校後の校外への外出は、原則として禁止している。

13 服装について

服装は標準服とし、きちんと着用する。（「制服」ではなく、「標準服」という表現です。）

- ◎ 帰宅後、忘れ物などを取りに再登校する場合や校外学習等でも、特別な指示がない場合は標準服とする。
- ◎ 靴下は、白、黒、紺でくるぶし丈以上のものとし、ワンポイント・ライン入りは可とする。
- ◎ ネクタイ・リボンは常に着用する。忘れた場合は、儀式的行事など必要である場合に限り、貸し出しを行うので担任に申し出ること。
- ◎ 下着の代わりに白のTシャツも可とする。Tシャツのワンポイントは、こぶし大程度とする。
- ◎ ジャージ登校の場合、フード付パーカーの着用は不可とする。部活動と混同しないようにする。（部活動については、別に記載するきまりを守ること。）
- ◎ セーター、コート、マフラー、手袋、女子のタイツなど、防寒着・防寒用品の着用については、冬季前に発行される別紙で指示する。

14 頭髪について

頭髪は清潔にし、中学生らしい髪型にする。

- ◎ 男女とも、学校生活に支障がない髪型にすること。髪の毛が長い場合は、黒・紺・茶の細いゴムか黒のヘアピンを使用する。保健体育の授業時は、黒のヘアピンをはずすこと。
- ◎ パーマ、カール、脱色、染毛などはしないこと。整髪料、ムース等の使用は中学生にふさわしくないと判断し、禁止とする。

15 カバンについて

学生カバン・スポーツバッグ・リュック型バッグなど、中学生らしい機能的な物を使用する。

- ◎ 紙袋、ビニール袋、布の袋等だけの登下校は禁止する。
- ◎ 加工したり、シールを貼ったり、キーホルダー等を過剰につけたりしない。

16 貴重品について

不必要な現金や貴重品は持ってこない。

- ◎ 集金用の現金は袋に入れて持参し、封印して必要事項をしっかりと明記して朝のうちに先生に提出すること。
- ◎ 時計は持ってきてよいが、各自で責任をもつこと。アラームや時報は鳴らさない。保健体育の授業時には、はずすこと。

17 持ち物について

- (1) 学習及び学校生活に関係ないものは持ってこない。
- (2) 水筒は通年で使用してよい。中身は水、お茶類、スポーツドリンクとする。
自分の持ち物にはすべて記名をすること。

18 その他

- (1) 衣替え（6月と10月）については、その時期に連絡をする。
- (2) 欠席や遅刻、保健体育の見学の連絡には生徒手帳を使う。生徒手帳は常に所持する。
- (3) 電話による欠席連絡は保護者の方が、8：00～8：15の間に行う。

☆ 貴井中学校の生徒としての自覚をもち、規律正しい生活を心がけましょう。